

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成31年3月末現在) (No:1)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|---------------|----------------------------------|------|---|---|--|
| 1 土 (1) | H30.04.10 11:30 架空物 | 河川 | 立木の伐採作業で、バックホウ(0.7m3)を巡回させる際、アームを手前の木の上を通そうとし、上空にあったN T Tの架空線に接触し、電話線が垂れ下がった (物損事故) 公衆災害(通信障害なし) | ・架空線の存在は確認していたものの認識が浅く、架空線近接作業に必要な措置を講じていなかった | ・着工前の防護管設置を徹底する ・KY活動で架空線の位置確認を作業員全員に周知徹底する ・監視員を配置する ・注意喚起ののぼりを設置する |
| 2 林 (1) | H30.04.09 14:20 墜落・転落 | 治山 | 副堤工のコンクリート打設において、パイプレータで締固め作業を行っていた作業員が、移動中にバランスを崩し作業床から左足を踏み外して、約40cm下の打設中のコンクリートに足をついた。 コンクリートは硬化前であったため足が沈み、作業床を固定していた単管の支柱の先端に口元をぶつけ負傷した。 男59歳(左上口唇裂創) 一針縫合処置 | ・作業床の幅が25cmと狭かったため、バランスを崩した ・単管が作業床から突出しており先端にキャップが取り付けられていなかった | ・作業床の幅を40cm以上確保する ・作業床から突出した単管は作業床の高さで切断し、先端にキャップを取り付ける ・作業床は確実に固定する |
| 3 土 (2) | H30.04.16 9:45 工具・資材 | 砂防 | 法面の鉄筋挿入工において、セメントミルクの注入作業時に圧送機側ホースと削孔側ホースの接合部分が外れ、注入作業を行っていた作業員の顔に飛散したセメントミルクがかかり、目に入って負傷した。 男38歳 右角膜・角膜のうアルカリ化学熱傷 右角膜びらん(1ヶ月加療経過観察) | ・作業の慣れから、作業員が保護メガネを装着していなかった ・接合部分のホース結合が確実になされていなかった | ・保護メガネ装着の徹底 ・作業員同士の安全対策に関する声掛け ・ホース結合を金具を使用する方法に変更、飛散防止袋の装着 |
| 4 土 (3) | H30.04.19 8:40 飛来物・落下物 | 河川 | 仮設電源の支柱撤去作業を人力で行っていた際、支柱の控え柱が横滑りを起こし、支えきれずに落下し、控え柱の直下にあった農水管VPφ200(露出配管)を直撃、破損した。 (物損事故) 公衆災害(営農には支障なし) | ・墜落や落下の危険性が予測できたにもかかわらず、脚立のみで撤去作業を行っていた ・農水管の存在を把握していたにもかかわらず、養生(管の防護)を行わなかった ・作業員1名による単独作業を行っていた | ・墜落や落下の危険性がある場所で作業する場合は、足場板等の作業床を設置する ・破損の恐れがある構造物が近接する場合は、養生を行っておく ・単独作業を禁止し、複数の作業員による施工体制を確保する |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成31年3月末現在) (No:2)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|---------------|----------------------------|------|--|--|--|
| 5 土 (4) | H30.04.21 14:00 建設機械 | 道路 | 仮設道路の路面整正作業を行っていたバックホウ(0.1m ³)が旋回した際、路肩に寄りすぎていたため、アームの重量が路肩側に集中し、足元付近の路肩が沈下したことで、バランスが崩れてバックホウが横転した。 バックホウの運転手は放り出され、左足をバックホウと地面に挟まれ負傷した。 男29歳 左足打撲(加療5日間) | ・運転手の意識が路面整正に集中するあまり、路肩との距離などに注意が行き届かなかった | ・安全ミーティングの強化、安全指導の追加 ・ロープやネットにより路肩を標示、注意喚起の標識を設置 ・路肩、傾斜地での作業時には誘導員を配置し、誘導する ・運転手にシートベルトの着用を義務付け |
| 6 土 (5) | H30.04.25 7:10 建設機械 | 災害 | 河川災害復旧工事を実施していたが、翌日の豪雨に備え、バックホウを仮設坂路上に置いていたところ、河川の増水により仮設坂路の盛土材が流失し、バックホウ1台が約3m下の河川内に滑り落ち横倒しとなった。 (物損事故) | ・今回のような増水は発生しないものと過信し、仮設坂路の上にバックホウを置いていた ・仮設坂路は盛土材のみで施工されていたため流失した | ・増水を想定し、仮設坂路上にはバックホウを置いておかない ・仮設坂路の法尻を大型土のう等で補強する |
| 7 土 (6) | H30.04.25 15:10 架空物 | 災害 | 水中ポンプの引上げ作業を行うため、河川管理道を走行していたバックホウのアームでNTT架空線を引掛け、ワイヤーを切断した。 (物損事故) 公衆災害(通信障害なし) | ・架空線の存在は認識されていたが、同日発生した現場内事故の対応後で、認識が疎かとなっていた ・見張員が配置されていなかった | ・架空線下は、立入禁止区域としてバリケードで囲む ・架空線下での重機作業及び通過時には、バリケードを外し、見張員の配置を徹底する |
| 8 土 (7) | H30.05.18 16:45 火災 | 建築 | 1階多目的ホール屋上のアスファルト防水改修において、立上り部分天端の下層ルーフィング表面をガスバーナーで加熱溶融していた際、既設サッシと躯体コンクリート取合い部のシーリング裏側にあったバックアップ材に引火、約1mが燃焼し発煙した (物損事故) 公衆災害(建物火災による被害なし) | ・施工範囲外との取合い部等、既存部分の養生や安全管理が重要である場所の施工を1人で作業していた ・施工箇所周辺及び不可視部分の可燃物の有無を確認しなかった | ・作業員2人体制とし、1人が不燃材にて養生しながら作業を行う ・事前に可燃物の有無を確認し、必要に応じて施工方法、施工手順等の見直しを行う |
| 9 土 (8) | H30.06.14 15:00 転倒 | 道路 | 落石防護柵基礎の型枠設置の確認のため、型枠内(高低差約50cm)に降りようとしたところ、均しコンクリート上に設置した差し筋に足を引掛け転倒し、左足を負傷した。 男71歳 左小趾基節骨折(加療4週間) | ・普段の慣れから、降りようとした足元を確認しなかった | ・足元の安全確認の徹底 |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成31年3月末現在) (No:3)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|----------------------------------|------|--|--|---|
| 10 土 (9) | H30.06.28 9:40 飛来物・落下物 | 建築 | 足場設置作業中に三角コーンで困った作業範囲内に学校関係者が入り、資材運搬用トラックの横を通り抜ける際、資材（仮囲い用フラットパネル）がトラックの荷台から荷崩れを起こし、隣接して駐車してあったトラックの前輪と資材に右足を挟まれ負傷した。 公衆災害 一般女性60歳 右下腿打撲症 (約4週間の局所の安静・通院加療) | ・作業エリアは区画されていたが看板等の設置がなく、注意喚起が不足していた ・足場設置作業における具体的な注意事項について学校への説明が不足していたため、学校関係者への周知が徹底されていなかった ・トラック荷台上の資材には荷崩れ防止用金具が設置されていたが、水に濡れて金具が滑ることを想定していなかった | ・作業エリアを確実に区画するとともに、啓蒙看板等を設置し第三者への周知を行う ・作業日前日に、学校関係者に作業内容と注意事項を詳細に説明し、工事エリア内への立入禁止の周知を徹底する ・資材運搬車両の移動時及び荷卸し時には、誘導員を配置し監視する ・荷崩れ防止対策を資材の種類に応じて確実に実施し、元請業者が確認した上で作業を行う |
| 11 土 (10) | H30.07.2 10:15 草刈・除草 | 道路 | 現地測量を行うため草木の伐採作業中に防犯カメラのケーブルを切断した。 (物損事故) 公衆災害(通信障害 約6時間) | ・隣接する駐車場に防犯カメラがあるにも関わらず、支障物件の確認を実施せず伐採作業を行った | ・伐採作業を行う場合は、事前に破損・切断の恐れがある支障物の存在を周辺関係者に聞き取りを行い、目視にて確認後必要に応じて目印を付けて作業を行う ・安全情報管理チェックシートに「伐採時の注意」を追記する |
| 12 土 (11) | H30.07.06 8:00 その他 | 河川 | 7月4日より降り始めた降雨により、河川水位が上昇し、転流工吐口及び上流仮締切を越流した流水が、ダムサイト下流の河床進入路を洗掘した。 洗掘は、骨材貯蔵ヤードにまで及び、ヤード内に駐機してあったバックホウ(0.8m ³)、ユニック(4t)及び高所作業車が洗掘により転倒した。また、河床進入路に設置してあった給排水管(8吋)及び単管手摺も洗掘により転落した。 (物損事故) バックホウ(0.8m ³)、ユニック(4t) 高所作業車、給排水管、単管手摺 | ・転流工の計画規模を超える出水により、下流骨材貯蔵ヤードが越流水等により洗掘されることを十分想定せず、重機等をより安全な場所に移動していなかった | ・台風などで大きな出水が考えられる際には、骨材貯蔵ヤードに重機類は駐機せず出水の影響のない範囲まで退避させる ・転流工吐口の様子をリアルタイムで確認できるよう試験室屋根にWEBカメラを設置、また転流工呑口付近に量水板を設置し既設のWEBカメラで水位状況を把握する |
| 13 土 (12) | H30.07.10 15:45 埋設物 | 道路 | 道路改良工事において舗装取り壊しのため、バックホウで道路掘削中、地上から30cmの位置に埋設されていた上水道管(給水管φ13mm)を破損させた。 (物損事故) 公衆災害 (民家1軒、約1時間45分間の断水) | ・給水管の位置は影響範囲外であると判断し、試掘を行わずバックホウで掘削を行った | ・埋設管の意見照会時、発注者、受注者、埋設管管理者の3者で確認を行う ・埋設管の位置が不明な場合は、埋設管管理者立会いのもと試掘を行う |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成31年3月末現在) (No:4)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|-------------------------------|------|--|--|---|
| 14 土 (13) | H30.07.11 14:30 飛来物・落下物 | 道路 | <p>ルートパイル工(地山補強工)を施工中、削孔完了後の孔内洗浄のため、手動操作により送水ポンプから圧力水を注入したところ、通常、切削屑を含んだ圧力水はインナーロッドに接続された排出管から切削屑溜めへ放出されるが、排出管が詰まっていたため、本来の吐出先ではないケーシングと孔壁との隙間から切削屑が放出され、隣接する県道を通りかかった一般車両に当たり、フロントガラスが損傷した。</p> <p>(物損事故) 公衆災害(一般車両フロントガラス損傷)</p> | <p>・切削屑が排出管内に留まって詰まりを起こしている状態のまま圧力をかけた</p> | <p>・排出管内が切削屑で詰まる可能性を考慮し、徐々に加圧して、詰まりがないことを確認しながら作業を行う</p> <p>・万一の噴出。飛散に備え、削孔開口部及び足場の道路側に飛散防止シートを設置する</p> |
| 21 土 (20) | H30.07.20 11:00 墜落・転落 | 建築 | <p>便所改修工事によって出た資材ごみを仮設2階作業床から地上に降ろすため、外部仮設足場にホイスの設置及びその昇降路を確保する作業を行っていた。ホイスチェーンの昇降路を確保するため、3階作業床の開口部を塞いでいた合板を移動させようとした際、足を滑らせて足場1段目まで落下した。</p> <p>男19歳 腰椎横突起骨折(3週間程度の安静)</p> | <p>・合板下の足場板が既に撤去されている等の危険個所の情報が作業員間で共有されていなかった</p> <p>・高所作業であったにも拘らず安全帯を着用していなかった</p> | <p>・各工程内容を作業員間で情報共有するため、朝礼や現場巡回の際、コミュニケーションを取りながら周知する</p> <p>・安全帯の着用を徹底する</p> <p>・開口部等危険個所には、トラテープまたはトラロープを設置し注意喚起するとともに、落下防止のための手摺等を設置する</p> |
| 15 土 (14) | H30.07.24 15:45 架空物 | 道路 | <p>バックホウを用いて法面土工を行っている途中、資材を積んだトラックが現場に到着したため、法面土工を一時中断しようとアームを上げて旋回した際、上空に架空線があるのを見落とししたため、中部電力の電柱と引張柱を結ぶ引張線に接触し、引張線が緩むとともに引張柱が傾いた。</p> <p>(物損事故) 公衆災害(送電障害なし)</p> | <p>・施工計画書の安全対策には「架空線及び県道付近での重機作業は監視員に笛又は旗を持たせ、重機オペレーターに作業終了時まで確実に合図を送る」と記載されていたが、これが遵守されなかった</p> | <p>・施工計画を遵守し、架空線付近では監視員がオペレーターに作業が終了するまで確実に合図を送る</p> <p>・架空線の防護カバーの設置範囲を広げ、目印テープを増やす</p> |
| 16 土 (15) | H30.07.25 16:15 埋設物 | 道路 | <p>道路拡幅工事の路側L型擁壁工の施工予定箇所において、近隣住民から「昔、ヒューム管があった」との情報を得たため、バックホウで試掘作業を行っていたところ、上水道管(VPφ75mm)が埋設されており、バケットで引っ掛け、接続部を損傷させた。</p> <p>(物損事故) 公衆災害(民家78軒 断水1時間5分)</p> | <p>・施工に先立ち、上水道の管理者に確認したが「当該箇所に上水道管の埋設は無い」との説明を受け、ヒューム管の試掘作業に集中しすぎた</p> | <p>・埋設物に係る試掘を実施するなど予定外の対応が発生した場合には、事前に発注者や関係者と協議することを徹底する</p> <p>・試掘は人力で行うなど慎重に対応する</p> |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成31年3月末現在) (No:5)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|-------------------------------|------|--|---|---|
| 17 土 (16) | H30.08.01 16:30 埋設物 | 建築 | <p>県営住宅の外構解体作業において、排水マス撤去後建物から排水マスまでの雨水排水管を撤去しはじめたところ、図面と異なるルートに埋設されていたため埋設管に沿って撤去を開始した。その際、図面に記載のない構造物が見つかり、報告のためバックホウで周囲を試掘していたところ、供用中の給水管を切断した。</p> <p>(物損事故) 公衆災害 (県営住宅入居22戸、2時間20分間の断水)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 解体する住宅敷地内であり、図面にも供用中の給水管の記載は無かったことから、埋設管は無いものと考えていた 目印の埋設杭、埋設標示テープに気付かなかった | <ul style="list-style-type: none"> 図面に記載が無い埋設物がある可能性も想定し、通常の安全管理対策に加え、作業員全員で危機管理を再認識する 掘削時に土質の変化等を確認した場合は、手作業に切替えて埋設物の有無を確認しながら作業を進める |
| 18 土 (17) | H30.08.02 14:40 その他 | 災害 | <p>簡易吹付法枠工の枠内養生作業中、法面作業員から疲労のため休憩したいと申し出があったため、日陰に横たわりながらアイシング等で体を冷やす処置を行った後、救急車で病院へ搬送、輸液により軽快した。</p> <p>男28歳 熱中症 (全治3日間)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防管理者を選任せず、適切な管理体制の確保及び作業員の監視を怠った 猛暑の中、午後は1時間40分以上作業を継続していた | <ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防管理者を選任し、管理体制を整える 1時間に10分程度の休憩と水分、塩分補給を行う 暑さ指数計を設置し、暑さ指数による熱中症対策を行う KYミーティング等で作業員の健康状態を十分に把握する |
| 22 林 (2) | H30.08.20 10:00 立木処理 | 治山 | <p>準備工として伐採作業を2名で行っていた。一方の作業員が斜面上方で幹径30cm、長さ約30mの立木の伐採を行っていた際、斜面下方で枝払作業を行っていた被災者に気付き、受け口の伐り込みを終えた段階で作業を中断し、別の作業を行っていたところ、伐採途中の立木が風にあおられて倒伏し、被災者の背後から衝突し負傷した。</p> <p>男71歳 肋骨骨折・脊椎骨折・骨盤骨折・下顎挫創他 (全治90日間程度)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 見張り員を配置し作業全体の安全を確認できる体制を取っていなかった 伐採作業時の危険区域内において同時に2名が作業を行っていた 受け口の伐り込み程度なら、倒れることは無いだろうと過信して、被災者に退避を呼びかけなかった | <ul style="list-style-type: none"> 伐採作業時は、見張り員を配置し3名以上で作業全体の安全を確認できる体制を取る 伐採と枝払・玉切の同時作業は行わず伐採と枝払・玉切の作業を交互に行う |
| 19 土 (17) | H30.08.22 16:30 飛来物・落下物 | 道路 | <p>落石防護柵基礎工の施工時に、大口径ボーリングマシンで削孔した穴にモルタルを注入しようとしたところ、注入ホースに小さな亀裂が発生し、モルタルが飛散した。これにより、片側交互規制により通行していた車両2台にモルタルが付着した。</p> <p>(物損事故) 公衆物損 (洗車により損傷はなし)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 基礎部モルタル打設前の準備作業として、乾燥した配管内に水を通し湿潤状態にするが、当日は外気温が高かったため、準備作業が十分ではなく、小型ポンプ圧送モルタルの流動性が悪かったと想定される 注入ホースが詰まったが、加圧を続けたことによりホースに亀裂が発生し、モルタルが飛散した | <ul style="list-style-type: none"> ポンプ圧送作業の際には、注入管内に詰まる可能性を考慮し、徐々に圧送して詰まりがないことを確認しながら行う。 作業前点検 (機械、器具) は念入りに行う 万一の飛散に備え、防護シートを作業位置前後10m以上設置する |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成31年3月末現在) (No:6)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|-----------------------------|------|---|--|---|
| 20 土 (18) | H30.08.24 15:00 草刈・除草 | 維持管理 | 河川堤防除草業務委託において、刈草の集積作業時に刈草集草車のゴム履帯が雨上がりの草で横滑りを起こし、法尻に設置してあった東海環状自動車道設置工事の仮設フェンス(2.0m*1.8m)2枚に接触し損傷させた。 (物損事故) 公衆物損(工事仮設フェンスを損傷) | ・事故当日は、降雨後で法面上の刈草は濡れて滑りやすい状態であったにもかかわらず、刈草集草車を使用して作業を行った | ・雨上がり等、刈草が濡れている状態では、刈草集草車を使用せず、人力にて集草作業を行う |
| 27 土 (25) | H30.08.31 9:30 墜落・転倒 | 建築 | 3階倉庫の天井内電気配線作業を脚立を使用し行っていたところ、脚立の足が床面のスリーブ穴に入り、脚立が傾きバランスを崩し転落、腰部を負傷した。 男41歳 腰部打撲傷(安静1週間) | ・作業前に床面等作業エリアの必要な安全確認を怠った ・スリーブ穴の鋼板製蓋がずれて穴が開いていた | ・KYミーティングの内容を充実し、現場での作業前確認を徹底する ・現場代理人による、安全巡視時の作業エリアの安全確保点検を重点的に行う ・鋼板製蓋が容易にずれないように抜け止めを施す |
| 23 土 (21) | H30.08.31 11:20 埋設物 | 水道 | 市水道本管の埋設位置を確認するため試掘を行っていたところ、路面下約35cmの深さに給水管(PPφ25mm)が埋設されており、バックホウの爪で当該給水管を破損させた。 (物損事故) 公衆物損 (事業所1軒、1時間45分間の断水) | ・市から提供を受けた管路図で埋設管が無いことを確認していたため、当該箇所給水管は無く、また60cm程度までは埋設物はないものとの思い込みがあった | ・想定外の位置に埋設物がある可能性が否定できないことから、試掘作業はより慎重に対応する |
| 24 土 (22) | H30.09.05 9:15 工具・資材 | 水道 | 旧防水塗装を超高圧洗浄で剥離する作業を3人のグループで行っていた。先端ノズルが緩んだため、作業を一旦中止し、パイモードバルブから高圧ホースを外して、ノズルを調整した後、作業を再開しようとしてスイッチを入れた時、高圧ホースを装着中であつたため接続部から超高圧水が噴出し、オペレーターが左手を負傷した。 男30歳 左手挫創・左手指神経断裂(加療3週間) | ・作業監督者が監視人を兼務し、オペレーターとノズルマンの1グループ3人体制で作業していた ・作業の合図方法の指導、周知徹底が不足していた | ・作業監督者は作業せず専任で配置し、1グループ4人体制とする ・作業の合図方法の統一、指導、周知を徹底する |
| 26 土 (24) | H30.09.20 9:00 工具・資材 | 維持管理 | 災害査定のため、被災箇所の草刈りを綿手袋を着用し手鎌で行っていた。鎌がつるに絡まったため、力を入れて引いたところ、予想外に鎌が大きく移動し、草に添えていた自分の左手中指を負傷した。 男44歳 左中指切創(全治8日間) | ・慎重さを欠いていた ・切創防止手袋等を着用していなかった | ・安全意識向上の周知徹底 ・切創の恐れがある作業の場合、切創防止手袋等を着用する |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成31年3月末現在) (No:7)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|-----------------------------|------|---|---|--|
| 25 土 (23) | H30.10.10 11:15 墜落・転落 | 道路 | トンネル支保工の吹付コンクリート作業において、作業員がコンクリート吹付機から降車する際に、装着していたプロテクターが機械のタラップの手摺に引っ掛かりバランスを失って、高さ約1.3mから転落した。転落の際、右手を下に向けた姿勢で地面に衝突し右手を負傷した。 男45歳 右橈骨遠位端開放性粉碎骨折 (全治4ヶ月間) | ・施工機械の入れ替えに慌てていて、不安定な状態で体の向きを変えた ・プロテクターの固定紐がゆるんでいた | ・タラップを使用する時は、手摺に正対し両手で手摺を持ち三点支持で昇降する ・作業開始前にプロテクターの固定状況を確認する ・手摺を高さ1.7mに上げ、直線型の引掛りにくいものに交換する ・プロテクター装着に関する点検表を作成し、作業員と作業責任者の2名で確認する |
| 28 土 (26) | H30.10.12 14:30 工具・資材 | 維持管理 | 道路路側の支障木伐採で切り落した枝をチェーンソーで小分けにする作業を行っていた。左手で枝を支えるように持ちながら、右手のチェーンソーで切断しようとした際、枝の節か何かにチェーンソーが接触して突発的な動きが発生し、左手首に接触し負傷した。 男38歳 左手切創(全治10日間) | ・防切創手袋等の未着用 ・片手でのチェーンソー作業 ・作業手順書を逸脱した作業を行っていたにも関わらず、元請業者の監督者及び他の作業員が特に注意を払わなかった | ・作業手順書の周知徹底 ・注意喚起のため、「片手作業禁止」、「キックバック注意」のシール貼り付け |
| 30 土 (28) | H30.10.17 8:30 墜落・転落 | 建築 | ダクトスペース部分の型枠脱型作業の際、鉄骨の梁に木製敷板(幅200mm、長さ2000mm、厚さ40mm)2枚が架けてあったため、木製敷板に乗って作業しようとして足を掛けたところ、木製敷板が折れて3.5m下のコンクリートスラブに墜落した。 男40歳 右上肢挫傷、両膝挫傷、腰部挫傷 右眼瞼挫傷(安静加療1週間) | ・仮設計画が不十分で仮設足場が未設置であった ・現場内の安全点検、仮設設備の作業開始前点検において、見過ごしがあった ・危険箇所での作業との認識はありながら、作業員の判断で木製敷板の上で作業した ・安全帯を使用していなかった | ・墜落・転落災害防止に係る仮設計画の再検討、足場の設置 ・現場巡視の強化 ・不適切な資材の使用禁止、不要資材の整理整頓 ・安全帯使用の徹底等、安全対策の再教育 |
| 29 土 (27) | H30.10.19 2:00 工具・資材 | その他 | 橋梁補修設計業務で塗膜調査のため、ディスクサンダーで塗膜採取作業を行っていた。作業体勢を変えた時に、刃の取付上部付近を支えていた左手の軍手ごと刃に巻き込まれて負傷した。 男57歳 左手小指挫滅創、左手背皮膚欠損創 (全治3~4週間) | ・KY活動で作業時の注意事項の周知が不十分であった ・筒部を持つべきところ、上部を支えていた ・巻き込まれやすい軍手を着用していた ・安全な作業足場が確保されていなかった | ・各作業における個別の危険性を確認し注意事項の洗い出しを徹底する ・支えハンドルを装着して危険性を減らす ・薄手のすべり止め加工ビニール手袋を着用する ・足場板等を準備し、安全に作業できる環境を確保する |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (平成31年3月末現在) (No:8)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|---------------------------|------|---|--|--|
| 32 土 (29) | H30.11.1 15:00 交通事故 | 砂防 | 生コン車の進入路を確保するため、工事関係者の車両を移動させようとしたが、エンストしたため降車し車両周辺を確認していたところ、停車位置は坂路で停車措置が不十分であったため、車両が動き出し、止めようとした被災者が転倒し左膝を負傷した。 男34歳 左膝前十字靭帯断裂 | ・被災者が駐車した車両ではなかったため、駐車措置（車止め等）の有無を認識しておらず、エンスト後に確認のため降車した ・降車時の停車措置（サイドブレーキ等）が不十分であった | ・停車措置（サイドブレーキ等）、駐車措置（車止め等）の確実な実施及び乗降時の車両周辺確認の徹底 ・人為的ミス防止のため「工事車両の駐車時の注意事項」を現場に掲示し、KY活動記録、安全巡視日誌により確認し記録する |
| 31 林 (3) | H30.11.26 10:00 転倒 | 治山 | 地元説明会の現地立会時、調査員がU字水路（600*600）に設置されていた法面保護用石板の上端に右足を掛けたところ、板が下へ滑動し、それに伴い落下した際、左足が水路内に、右足が水路天端にあるといった無理な状態となり、右膝を損傷した。 男66歳 右膝半月板損傷（安静加療3週間） | ・山林内の滑りやすい箇所において、足下に留意し移動すべきところ、慎重を欠いていた | ・現地踏査において、事前に危険個所の抽出及び安全な作業方法の検討を行い、対策や留意事項の周知を徹底する ・現場従事者向けの安全講習会を実施する ・現場において、声を掛け合って安全を確保する |
| 33 土 (30) | H30.12.21 13:25 架空物 | 道路 | 歩道拡幅部で可変側溝の埋戻し作業の際、投入した埋戻し材が多かったため、バックホウですくいブームを上昇させたところ、歩行者用信号灯器に接触し落下、破損させた。 (物損事故) 公衆物損（歩行者用信号灯器 破損） | ・支障物近傍での作業であることが周知されていなかった ・監視員が埋戻し材の状態に気をとられ、支障物とブームの距離を確認していなかった ・オペレーターが監視員の合図を確認せずバックホウを操作した | ・作業開始前に留意すべき支障物の有無を確認する ・支障物近傍には安全柵と注意標示を設置する ・重機を使用する場合、監視員の職務の重要性を確認しあうとともに、オペレーターは監視員が安全を確認してから操作する |
| 34 農 (1) | H31.1.12 6:30 交通事故 | 農地 | 町道横断ボックスカルバート設置のため、掘削、土留設置、埋戻しを行い、覆工板を設置して夜間交通開放していたところ、覆工板が沈下して既設舗装版との段差が8cm生じ、当該箇所を通行した一般車両9台がタイヤ、ホイール、車底等を損傷した (物損事故) 公衆災害（一般車両9台損傷） | ・埋戻し転圧及び施工後の監視が不十分であったことから、覆工板が沈下し段差が生じた ・予告看板や照明施設など必要な安全施設の設置が不十分であった | ・埋戻し転圧を十分に行うとともに、施工後の監視を徹底する ・予告看板等は適宜間隔を置いて設置し、通行者への注意喚起を徹底する ・夜間開放する場合は、仮復旧を確実にし、工事箇所・道路状態が通行者に認識できるよう、回転灯や照明施設など必要な安全施設の充実を図る |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成31年3月末現在) (No:9)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|------------------------------|------|---|--|--|
| 40 農 (3) | H31.1.22 14:30 埋設物 | 農地 | 既設石綿管撤去作業時に掘削法面の崩壊を防止するための矢板を打設しながら施工していた際、撤去予定管の下側に埋設されていた農業用水管(FRPMφ900mm)に矢板が接触し破損した。 (物損事故) 公衆災害(非取水期のため実害はなし) | ・撤去作業時の作業スペースを広く確保するため、設計以上に掘削延長を伸ばし矢板を打設した ・仕様書に基づき現場にマーキングをするなどの確認を怠った | ・スプレー等で現場に埋設物の位置を明示する ・埋設物の存在が確かな場合は、朝礼時等に現場に携わる複数人で情報の共有を確実に ・埋設物付近で作業を行う場合は、手作業による確認を行う |
| 35 農 (2) | H31.1.22 15:00 その他 | 農地 | 発電機から道路路肩に配置していた電気コードの先端を拾い上げるためにしゃがんだ際、路肩に生えていた枯草(ススキの茎)が左目に入り負傷した。 男68歳 左目眼球打撲・結膜裂傷(安静1週間) | ・周辺の枯草に十分な注意を払わなかった ・軽微な怪我と自己判断し、すぐに現場担当者に報告しなかった | ・周辺状況に十分な注意を払い、安易な行動はとらない ・現場で起きた怪我、事故については、自己判断せず、すぐに現場担当者に報告し、判断を仰ぐ |
| 36 土 (31) | H31.1.29 8:30 交通事故 | 河川 | 現場から取壊したアスファルト殻を処理施設へ、ダンプトラック(2t)で搬出していた。運搬途中で保育園の送迎バスがバス停で停車していたため、一時停止したのち、追い越そうと対向車線に出かけたところ対向車を確認したため、戻ろうとハンドルを左にきりブレーキを掛けたところ、スリップしてバスの後方右側に接触した。 (物損事故) 公衆災害(バス後方右側損傷) | ・事故発生箇所は見通しが悪いカーブとなっており、当日は凍結も予想されたので、注意して運転すべきであった | ・朝礼時に、当日の作業手順、注意事項、交通安全、運搬経路について周知徹底を行う ・当日の朝の気温、運搬経路の状況の確認を行う |
| 37 土 (32) | H31.1.30 10:15 埋設物 | 道路 | 上下水道管の位置を確認するため、上下水道管理者立会いのもと試掘を行い、本管位置を確認した後、引き続き下水接続管の試掘を行っていた。 接続管は地表から80cmの位置に想定されていたため50cmまでバックホウで掘削し、残りは人力で掘削を試みたが、地盤が固く掘削が困難であったため、再びバックホウで掘削を行っていたところ、バケットの爪が下水接続管の上にあった石にあたり、その石が動いたことにより下水接続管が破損した。 (物損事故) 公衆災害 (民家1軒、住民不在のため影響なし) | ・バックホウ掘削に切替える際に、立会者及び現場代理人の指示を仰がず単独で判断した ・立会者及び現場代理人が掘削箇所を直接目視できる位置にいなかった | ・作業前に試掘作業の注意点を周知するだけでなく、作業中においても注意喚起を行い、適切な現場管理を行う ・立会者や現場代理人が目視できる状態でのみ作業を行い、状況の変化に応じて指示が出せるよう徹底する |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成31年3月末現在) (No:10)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|--------------------------------|------|--|---|---|
| 38 土 (33) | H31.2.7 9:15 埋設物 | 砂防 | 護岸復旧のための床掘作業を施工していた。前日までに小段上部の掘削を完了させ、当日は小段下部の掘削を行っていたところ、徐々に湧水が増え、水が土砂に浸透した影響で切土法面が崩落し、背面に埋設されていた下水道管 (VPφ150mm) が落下した。 (物損事故) 公衆災害 (民家10軒、6時間後仮復旧完了) | ・床掘の影響で切土部が緩み、背面の水路に亀裂が生じ、湧水として土砂に浸透した ・法面養生用ブルーシートにより、法面の変状を把握することができなかった | ・床掘の影響が背面の水路に及ぶ可能性を考慮し、排水の迂回等を検討する ・法面変状を常時監視できるようにする ・異常な湧水が認められる場合は、作業を中止して原因を確認し、必要な対策を講じる |
| 39 土 (34) | H31.2.12 7:30 建設機械 | 河川 | 護岸工事において連節ブロック張覆土作業と残土搬出を行っており、残土を積んだダンプトラック (10t) が、仮設道路を10km/h程度で走行中に前方のバックホウとすれ違うため敷鉄板上でハンドルを少し切った時に滑り出し、川側へ横転した。 (物損事故) ダンプトラック1台 (運転手怪我無し) | ・前日の雨と敷鉄板上の泥で滑りやすくなっていた ・路肩を50cm確保していたが、端部まで敷鉄板を敷設していたため、スリッパが止まらず脱輪し横転した ・前方にバックホウが停車しており、すれ違うためハンドルを少し切ったことを契機にスリッパした | ・敷鉄板上にゴムマット (L=3.6m、W=0.6m、t=3mm) を5mピッチに敷き、泥がある場合は随時清掃を行う ・路肩を敷鉄板より1.0m確保し、路肩明示のためのカラーコーンを10mピッチに設置する ・覆土作業を先行し完了後に残土搬出を行うことにより、重機や車両同士のすれ違いを無くす |
| 41 農 (4) | H31.2.18 13:45 埋設物 | 農地 | 排水柵工の施工にあたり既設可変側溝1スパン (L=2.0m) を取り壊すため掘削を行っていたところ、側溝沿いに埋設してあった上水道管 (HIVPφ75mm) をバックホウで引っ掛け切断させた。 (物損事故) 公衆災害 (民家1軒、3時間5分断水) | ・上水道管理者と事前協議を行い、排水柵工の掘削影響範囲を伝えううえで上水道管の移設工事も立会いはできなかったものの実施済みであったことから、当該箇所には支障となる上水道管は無いものとして、埋設表示テープが出て慎重に対応しなかった | ・掘削作業が発生する場合は、受注者により地下埋設物調査を実施し報告する ・地下埋設物がある場合は、管理者立会いの下に掘削作業を行う ・移動等作業時は確実に立ち会う |
| 42 土 (35) | H31.2.16 15:15 工具・資材 | 砂防 | バックホウ (0.45m ³) のバケット反転作業でバケットをアームから取り外すために、鉄ピンを両手で持ってバケットピンを押し込んでバケットボスから取り外そうとしていた。ピンが外れないので強くたたいた時にピンが外れ、勢い余ってバケットボスと鉄ピン間に右手小指の先端を挟み負傷した。 男29歳 右第5指挫傷・末節骨折 (加療1ヶ月) | ・慣れた作業の繰り返しとの意識があり、特に安全に注意を払うことなく作業を行った ・バケットピンを抜く作業の専用工具はなく、危険な作業との認識も無かったことから、作業手順が徹底されていなかった | ・慣れた作業に潜む危険性を見落とさないよう、現場状況確認後に具体的なKYミーティングを実施する ・鉄ピンの途中に鋸状の部材を付けた専用工具を製作し、この工具を使用する作業手順を徹底する |

平成30年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(平成31年3月末現在) (No:11)

| NO | 発生日時 | 工事種別 | 事故概要 | 事故の原因等 | 防止対策 |
|-----------------|------------------------------|------|---|--|---|
| 43 農 (5) | H31.2.28 8:30 建設機械 | 農地 | ため池に隣接する市道にクレーン(4.9t吊)を設置し、自家発電機の撤去及び洪水吐工の足場の解体撤去を行おうとしていた。市道横に仮置きしてあった自家発電機(1.2t)を吊上げようとしたところ、左後側のアウトリガーの路肩が崩れ、クレーンが池側に転倒した。 (物損事故) クレーン4.9t吊(運転手怪我無し) 公衆災害(市道路肩と舗装の一部崩壊) | ・当日は雨模様で路肩部が軟弱となっていたにも関わらず、地盤状態を十分に確認しなかった ・市道の全面通行止めを避けるため、クレーンを片側車線で設置しようとした | ・クレーンを設置する際、足元の地盤確認を行い、アウトリガー接地面が十分な強度を得られるよう配置計画を立て、必要に応じて全面通行止めの措置を取る ・合図マンとは別に監視員を配置する ・地切り後に一旦停止して、吊荷及び地盤の状況を監視し、作業中に変状があれば作業を停止する |
| 44 農 (6) | H31.2.28 9:30 埋設物 | 中山間 | 排水路改修工事において、既設上水道管を仮回しするため掘削作業を始めたところ、試掘により想定していた位置から屈曲して埋設されていたため、既設水道管(塩ビ管φ40mm)をバックホウで引っ掛け破損させた (物損事故) 公衆災害(民家10軒、約1時間断水) | ・上下流で試掘を行い、管理図面と埋設位置が合致していたため、掘削箇所を上水道管は無いものとし慎重さに欠いていた ・岩盤を避けるため急激に屈曲し、管理図面と異なる位置に埋設されていた ・巻き立て砂や埋設表示テープが敷設されていなかった | ・配管が複雑な箇所については、事前に管理者と掘削場所の打合せを行う ・埋設物に近接する箇所での掘削は、管理者立会いのもと慎重に行う |
| 45 土 (36) | H31.3.6 11:00 架空物 | 道路 | 道路改良工事において、バックホウ(0.7m3級)による荷上げ作業中、アームを上げた状態で前進し際、上空にあった中電の架空線(電柱引張線)に接触し、これを切断した。 (物損事故) 公衆災害(送電障害なし) | ・架空線の存在は確認していたものの、軽作業であったことから危険性の認識が浅かった。 ・架空線近接作業に必要な措置を講じていなかった。 | ・架空線下での重機作業は控える。 ・架空線は旗付きトラロープ等による位置の明示を行うとともに、架空線付近に看板等を設置して作業員への注意喚起を徹底する。 ・架空線付近で重機作業を行う際は見張員を設置する。 ・事故が起きた場合は、自己判断せず、下請は元請に、元請は発注者に必ず報告する。 |
| | | | | | |